

広島弁護士会と連携して「災害便乗商法」への 注意喚起カレンダーを作成

日本損害保険協会中国支部（委員長：毛利 吉成・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 執行役員 中国本部長）は、昨年に引き続き、広島弁護士会と連携して、火災保険・地震保険の請求を勧誘する災害便乗商法への注意喚起を目的とした啓発カレンダーを200部作成しました。

12月11日（月）に、広島弁護士会 一久保副会長と当協会中国支部火災新種損害サービス分科会 煎栄幹事等が懇談し、これまで以上に災害便乗商法への注意喚起や非弁行為への対応に関連した連携を進めることを確認しました。

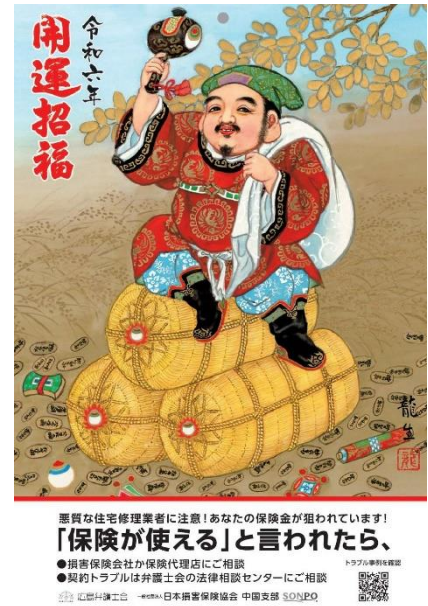
全国的に、大雪、台風、豪雨、地震等の自然災害発生後には、災害に乗じて、訪問やインターネット、SNS等で「保険が使える」・「保険金請求をサポートする」などと言って火災保険・地震保険の請求を勧誘する災害便乗商法のトラブルが増加しています。

本カレンダーは、「保険が使えると勧誘されたら損害保険会社や保険代理店に相談を。契約トラブルは弁護士会の法律相談センターに相談を。」と訴えています。広島弁護士会の各地区法律相談センターをはじめとして、消費生活センターや行政所管部門などにも提供して、災害便乗商法への問題意識を高めていきます。

当支部では、引き続き、消費者が災害便乗商法に巻き込まれることがないように、関係機関と連携し、効果的な啓発活動の実施に取り組んでまいります。



一久保副会長（右）と煎栄幹事（左）の記念撮影



啓発カレンダー